



- ※必要書類は、市役所本庁商工課に備え付けているほか、市のホームページからダウンロードできます。
- △応募締切日＝5月31日（金）
- △交付決定＝事業内容の審査を経て、交付決定の手続きを行います。

## ■対象事業および補助額

事業区分		補助率 【※2】	補助 上限額
①	外国人観光客受入促進事業 【※1】	2/3以内 (3/4以内)	
②	同業種・異業種交流促進事業		1団体あたり 50万円
③	新商品開発促進事業		【※3】
④	販売促進事業	1/2以内 (2/3以内)	
⑤	人材養成促進事業		
⑥	商店街づくり事業		

※1 = 使用する外国語のうち少なくとも一つは、台湾において用いられる中国語(繁体字)とします。

※2=( )は、東日本大震災被災企業(り災証明により確認を含む)が申請する場合の補助率です。

※3=①外国人観光客受入促進事業を申請する団体は、②～⑥のいずれかの事業も申請ができます。その場合の補助上限額は、1事業当たり50万円、1団体当たり合計100万円になります

△取扱金融機関 次の金融機関の市内各支店 認ください。

- ・岩手銀行
- ・東北銀行
- ・北日本銀行
- ・気仙沼信用金庫
- ・大船渡市農業協同組合
- ・岩手県信用漁業協同組合連合会

△申込先 各取扱金融機関

△問い合わせ先 商工課商工係

(内線 111)

## ■中小企業資金融資あっせん制度

種類	限度額	貸付期間	融資末端利率
運転資金	3,750万円	7年以内	• 3年以内=年2.70% • 3年超=年2.90%
設備資金		10年以内	
開業資金	1,250万円	運転資金= 7年以内 設備資金= 10年以内	※このうち、市が1.5% を補助

- 【資金使途】
  - 運転資金  
商品・材料の仕入れ、支払手形・買掛金の決済など
  - 設備資金  
機械器具・車両・土地・建物の購入、店舗・工場の新築・改築など



企業  
振興事業補助金

④事業は、2020年3月31  
けた後に事業の変更・中止  
をするときは、直ちに商工  
課に連絡し、必要な手続き  
をしてください。

# 大船渡市中小企業 資金融資本

## 中小企業 資金融資あつせん制度



▷問い合わせ先=商工課商工係(☎内線108・109・111)

中小企業信用保険法第2条  
第5項第5号に規定する業種類  
【医療業（療術業、歯科技工所  
は除く）、保健衛生、社会保  
険・社会福祉・介護事業、学  
校教育、協同組合、学術・開  
発研究機関を除く】のうち、  
市が認める業種

■対象経費

次の被災した事業用資産の  
うち、事業再開のために不可  
欠な資産の復旧に要する経費  
（他社への貸与を目的とする  
ものを除く）

- ・建物とその付属設備（暖冷  
房設備、照明設備、通風設

文象業種

- ・構築物
- ・機械、装置（ブルドーザー、パワーショベル、その他の自走式作業用機械装置を除く）
- ・備、昇降機、その他の建物に付属する設備



# 大船渡市中小企業 被災資産復旧事業費補助金

# 軽減税率対策 補助金制度のお知らせ

本年の10月1日に予定されている消費税率引き上げの際には、軽減税率制度が実施され、税率8%と10%、双方の商品を取り扱う事業者はさまざまな対応が必要になります。

こうした事業者を支援するため、国において軽減税率に対応するためのレジや受発注システム、請求書の発行を行うシステムの改修・導入に対する補助金制度があります

詳しくは、軽減税率対策補助金事務局まで問い合わせください。

▷問い合わせ先＝軽減税率対策補助金事務局  
(☎0120-398-111)

△ 轻减税率对管辖地全境居民 / 100% △

▶軽減税率対策補助金事務局小一云ベース  
<http://tiny.cc/meyarw>

<http://kzt-hojo.jp/>